

第21期 第7回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

1 日 時 令和4年7月14日（木） 14：00～

2 場 所 福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 内水面における区画漁業の漁場計画について（諮問）

(2) 筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間に関する委員会指示
について（協議）

(3) その他

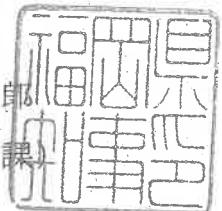
資料 1
(21期7回内水面漁管委)
(令和4年7月14日)

4水第952号

令和4年6月20日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局水産振興課)



福岡県内水面漁場計画について（諮問）

のことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項において準用する同法第64条第4項の規定により、別紙について諮問します。



福岡県内水面漁場計画（案）

1 福岡県内水面漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項

① 公示番号 内区第1号

ア 漁場の位置 朝倉市屋永6023-2外

イ 漁場の区域 基点第1号と基点第2号を結ぶ直線と基点第3号と基点第4号を結ぶ直線の間の黄金川の区域

　　基点第1号 朝倉市屋永198に接する黄金川の右岸に設置した標識

　　基点第2号 朝倉市屋永198に接する黄金川の左岸に設置した標識

　　基点第3号 朝倉市屋永3082-1の黄金川の右岸に設置した標識

　　基点第4号 朝倉市屋永3082-1の黄金川の左岸に設置した標識

ウ 漁業の種類及び漁業時期

　　漁業の種類 第一種区画漁業（すいぜんじのり養殖業）

　　漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件 なし

② 公示番号 内区第2号

ア 漁場の位置 朝倉市屋永6023-4外

イ 漁場の区域 基点第5号と基点第6号を結ぶ直線と小机橋（朝倉市屋永2716-1及び朝倉市屋永3542-1）の下流端の線との間の黄金川の区域

　　基点第5号 朝倉市屋永267-3に接する黄金川の右岸に設置した標識

　　基点第6号 朝倉市屋永267-3に接する黄金川の左岸に設置した標識

ウ 漁業の種類及び漁業時期

　　漁業の種類 第一種区画漁業（すいぜんじのり養殖業）

　　漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件 なし

③ 公示番号 内区第3号

ア 漁場の位置 筑紫野市天拝坂6丁目2-1

イ 漁場の区域 水石谷池の全水域

ウ 漁業の種類及び漁業時期

　　漁業の種類 第二種区画漁業（こい・ふな養殖業）

　　漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件 なし

④ 公示番号 内区第4号

ア 漁場の位置 筑紫野市天拝坂1丁目5-1
イ 漁場の区域 狐谷池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業(こい・ふな養殖業)
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑤ 公示番号 内区第5号

ア 漁場の位置 筑紫野市塔原西2丁目555-1外
イ 漁場の区域 原口池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業(こい・ふな養殖業)
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑥ 公示番号 内区第6号

ア 漁場の位置 筑紫野市塔原西1丁目957-2
イ 漁場の区域 脇田池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業(こい・ふな養殖業)
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑦ 公示番号 内区第7号

ア 漁場の位置 宗像市村山田1400-1
イ 漁場の区域 青木原池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業(にしきごい養殖業)
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑧ 公示番号 内区第8号

ア 漁場の位置 宗像市日の里5丁目2-4
イ 漁場の区域 蓮池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業(にしきごい養殖業)
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

- ⑨ 公示番号 内区第9号
ア 漁場の位置 古賀市薦野197
イ 漁場の区域 鍋谷池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業(にしきごい養殖業)
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

- ⑩ 公示番号 内区第10号
ア 漁場の位置 古賀市薦野282
イ 漁場の区域 小野池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業(にしきごい養殖業)
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

- ⑪ 公示番号 内区第11号
ア 漁場の位置 古賀市薦野345外
イ 漁場の区域 山ノ神池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業(にしきごい養殖業)
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

- ⑫ 公示番号 内区第12号
ア 漁場の位置 糸島市大字井原2250
イ 漁場の区域 整理池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業(こい養殖業)
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

- ⑬ 公示番号 内区第13号

ア 漁場の位置 糸島市大字山北415
イ 漁場の区域 新池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑭ 公示番号 内区第14号
ア 漁場の位置 糸島市大字山北289
イ 漁場の区域 山北池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑮ 公示番号 内区第15号
ア 漁場の位置 糸島市大字山北259-1
イ 漁場の区域 井田池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑯ 公示番号 内区第16号
ア 漁場の位置 福津市本木866-1
イ 漁場の区域 一築区池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑰ 公示番号 内区第17号
ア 漁場の位置 福津市本木5-1
イ 漁場の区域 小越池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑯ 公示番号 内区第18号

ア 漁場の位置 福津市本木71-1
イ 漁場の区域 金江池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑰ 公示番号 内区第19号

ア 漁場の位置 宮若市山口4623-1
イ 漁場の区域 鳴水池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑲ 公示番号 内区第20号

ア 漁場の位置 田川郡福智町伊方484-1
イ 漁場の区域 大原溜池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑳ 公示番号 内区第21号

ア 漁場の位置 田川郡福智町伊方476
イ 漁場の区域 朝倉溜池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
　　漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
　　漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

- (1) 内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 別添1のとおり
- (2) 漁場図 別添2のとおり

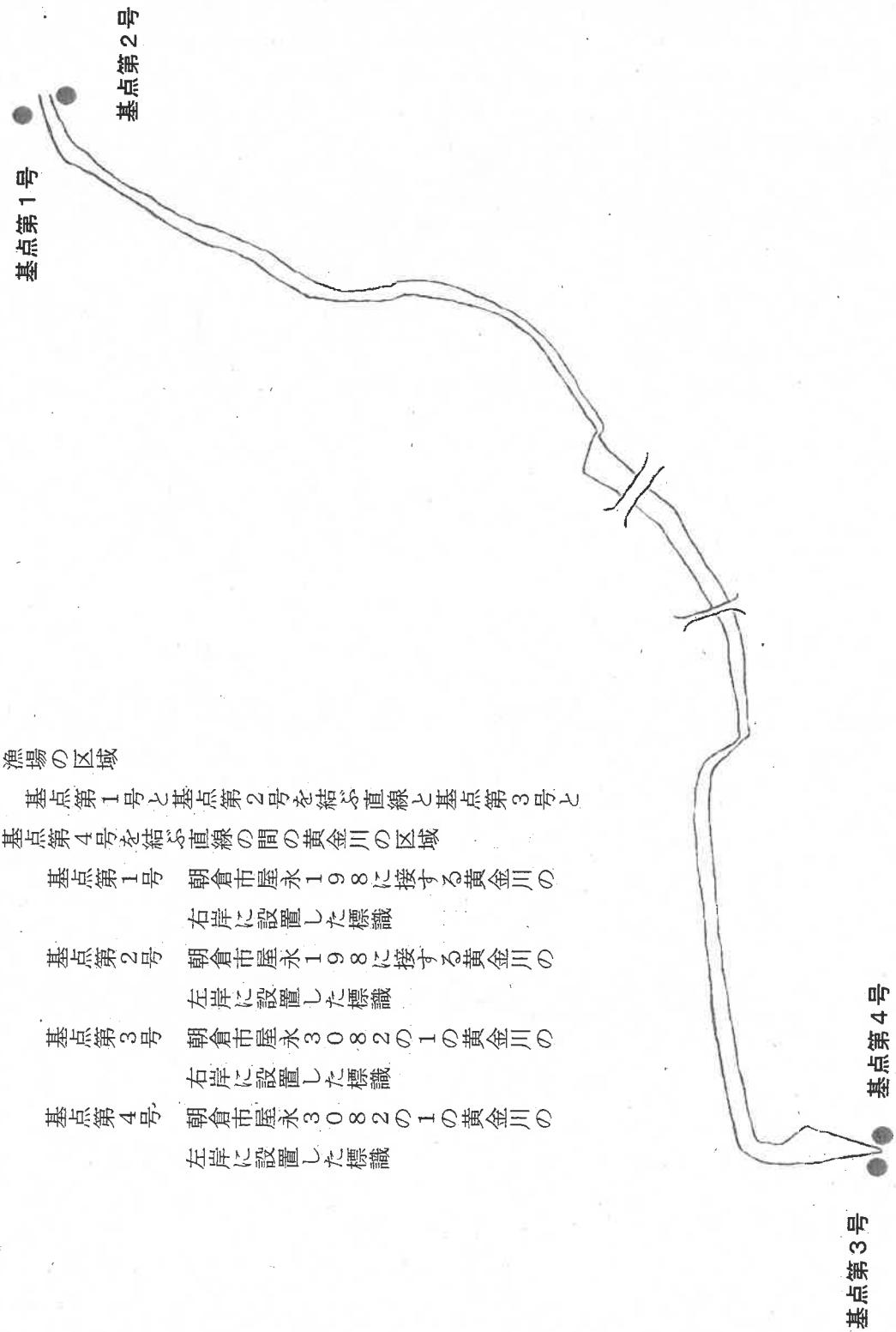
3 免許予定日

- (1) 内区第1号から内区第21号まで 令和5年1月1日

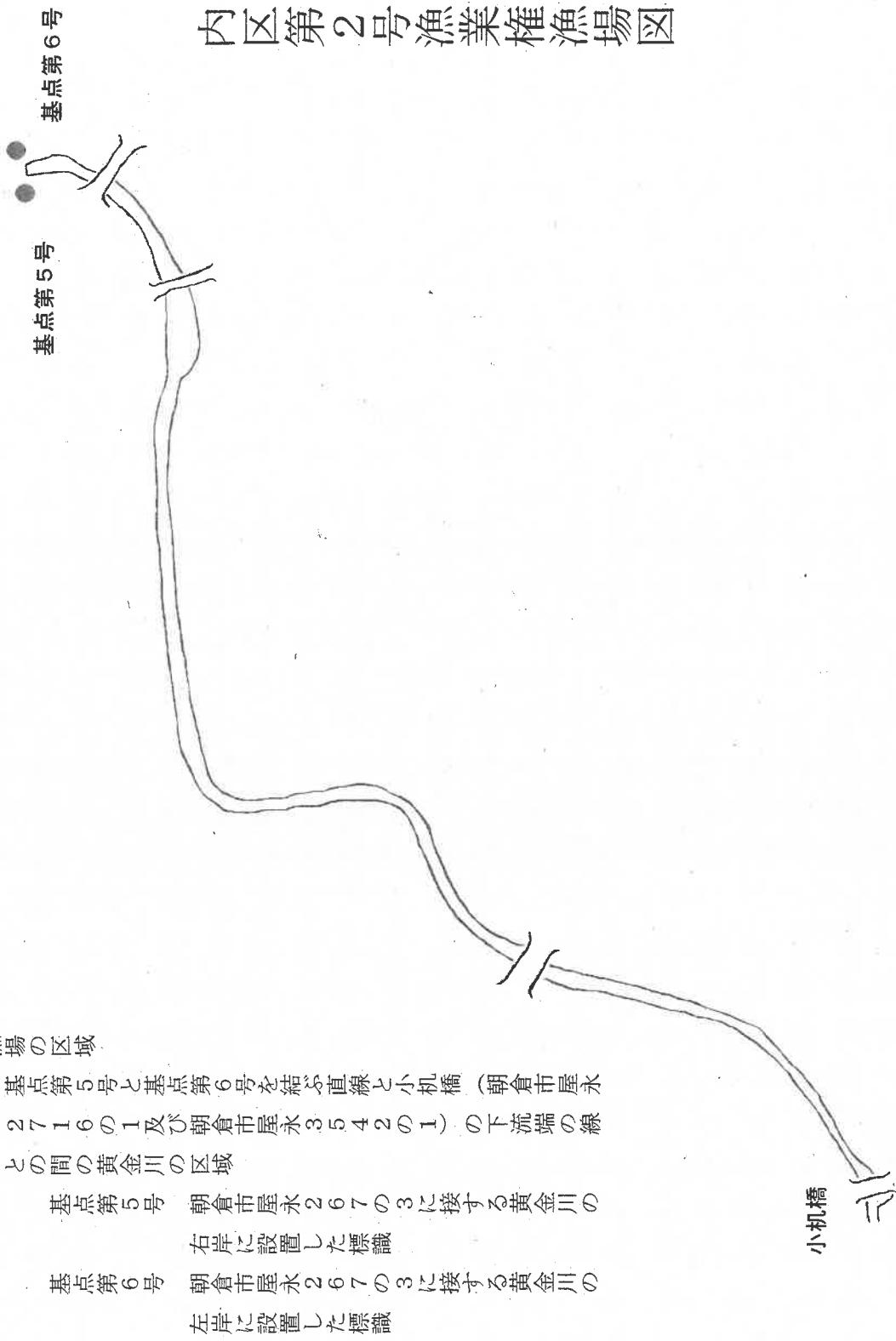
4 3に係る申請期間 令和4年9月1日から同年9月30日まで

5 類似漁業権以外の漁業権 内区第18号

内区第1号漁業権漁場図



内区第2号漁業権漁場図



漁場の区域

基点第5号と基点第6号を結ぶ直線と小机橋（朝倉市屋永
2716の1及び朝倉市屋永3542の1）の下流端の線
との間の黄金川の区域

基点第5号 朝倉市屋永267の3に接する黄金川の
右岸に設置した標識

基点第6号 朝倉市屋永267の3に接する黄金川の
左岸に設置した標識

現行						新規					
番号	漁業の種類	養殖対象種	漁場の位置	番号	漁業の種類	養殖対象種	漁場の位置	番号	漁業の種類	養殖対象種	漁場の位置
内区第2号	第一種区画漁業	すいせんじのり	朝倉市屋永6023-2外 黄金川の一部	内区第1号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第3号	第一種区画漁業	すいせんじのり	朝倉市屋永6023-4外 黄金川の一部	内区第2号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第4号	第二種区画漁業	こい	筑紫野市天拝坂6丁目2-1 水石谷池の全水域	内区第3号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第6号	第二種区画漁業	こい	筑紫野市天拝坂1丁目5-1 狐谷池の全水域	内区第4号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第7号	第二種区画漁業	こい	筑紫野市塔原西2丁目555-1外 原口池の全水域	内区第5号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第8号	第二種区画漁業	ふな	筑紫野市塔原西1丁目557-2 諏田池の全水域	内区第6号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第9号	第二種区画漁業	こい	筑紫野市岡田93外 岡田池の全水域								削除
内区第10号	第二種区画漁業	にしきごい	宗像市村山田1400-1 青木原池の全水域	内区第7号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第11号	第二種区画漁業	にしきごい	宗像市日の里5丁目2-4 蓬池の全水域	内区第8号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第12号	第二種区画漁業	にしきごい	古賀市薦野197 鍋谷池の全水域	内区第9号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第13号	第二種区画漁業	にしきごい	古賀市薦野282 小野池の全水域	内区第10号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第14号	第二種区画漁業	にしきごい	古賀市薦野345外 山ノ神池の全水域	内区第11号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第15号	第二種区画漁業	こい	糸島市大字井原2230 整理池の全水域	内区第12号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第16号	第二種区画漁業	にしきごい	糸島市大字山北415 新池の全水域	内区第13号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第17号	第二種区画漁業	にしきごい	糸島市大字山北289 山北池の全水域	内区第14号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第18号	第二種区画漁業	にしきごい	糸島市大字山北259-1 井田池の全水域	内区第15号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第19号	第二種区画漁業	にしきごい	福津市本木866-1 一築区池の全水域	内区第16号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第20号	第二種区画漁業	にしきごい	福津市本木5-1 小越池の全水域	内区第17号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
				内区第18号		第二種区画漁業	にしきごい				福津市本木71-1 金江池の全水域
内区第23号	第二種区画漁業	にしきごい	宮若市山口4623-1 噴水池の全水域	内区第19号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第24号	第二種区画漁業	にしきごい	宮若市山口2076 大谷池の全水域								削除
内区第25号	第二種区画漁業	にしきごい	田川郡福智町伊方484-1 大原溜池の全水域	内区第20号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内区第26号	第二種区画漁業	にしきごい	田川郡福智町伊方476 朝倉溜池の全水域	内区第21号	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号(案)

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定により、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。
ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合は、この限りでない。

令和4年 月 日(公報登載日)

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

1 禁止期間

周年

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市北野町大城、大城橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と河岸で囲まれた区域

ア線 基線から上流方向へ470メートルの基線と平行な線

イ線 基線から上流方向へ620メートルの基線と平行な線

3 指示の有効期間

令和4年9月15日から令和7年9月14日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。
ただし、福岡県内水面漁業調整規則第43条に基づく試験研究等の場合の採捕については、この限りでない。

令和元年6月11日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 勝 良

1 禁止期間

周年

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市北野町大城、大城橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と河岸で囲まれた区域

ア線 基線から上流方向へ470メートルの基線と平行な線

イ線 基線から上流方向へ620メートルの基線と平行な線

3 指示の有効期間

令和元年9月15日から令和4年9月14日まで

令和4年6月14日

福岡県内水面漁場管理委員会
会長 中園 正彦 殿

福岡県朝倉市古毛465

筑後川漁業協同組合

代表理事組合長 三原 次雄



委員会指示による採捕禁止区域の設定について（要望）

内共第2号（筑後川）における水産資源保護培養を図るため、下記のとおり、
委員会指示による採捕禁止区域の設定を要望します。

記

1. 申請理由

繁殖保護を図るため

2. 採捕禁止期間

周年

3. 採捕禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市北野町大城、大城橋上流側を基線として、次のア
線及びイ線と河岸で囲まれた区域

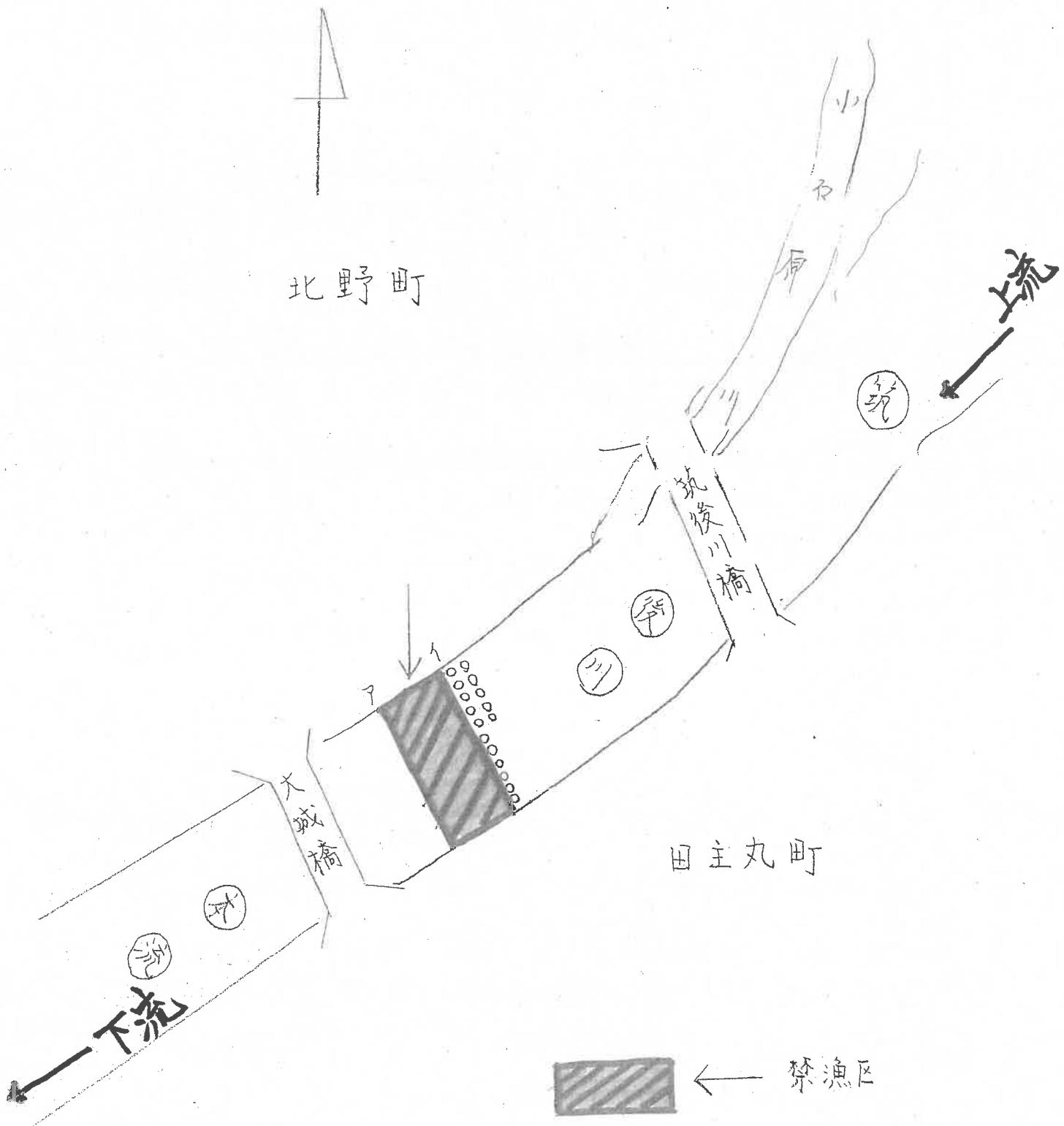
ア線：基線から上流方向へ470mの基線と平行な線

イ線：基線から上流方向へ620mの基線と平行な線

4. 指示の有効期間

令和4年9月15日から令和7年9月14日まで





福岡県内水面漁場管理委員会規程（抜粋）

第3章 公聴会

（公聴会開催の公示）

第15条 委員会は、公聴会を開催するときは、その期日の5日前までに公聴会の日時、場所及び公聴会において意見を述べることができる利害関係者（以下、「公述者」という。）の範囲を公示する。

（文書の提出）

第16条 委員会は、公述者のあらかじめ発言内容の要旨を書面をもって提出させることができる。

（公述者の範囲）

第17条 公聴会における公述者の範囲は、次に掲げる者とする。

- 一 漁業権者
- 二 入漁権者
- 三 漁業協同組合関係者
- 四 その他の利害関係者

（公述機会の公平）

第18条 委員会は、公聴会において意見をきこうとする案件について賛成者と反対者の双方があるときは、一方に片寄らないように公述者を選ばなければならない。

（公述者の発言）

第19条 公述者が発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならぬ。

- 2 公述者の発言は、その意見をきこうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 会長は、公述者の発言が前項の範囲を超えるか又は公述者に不穏な言動があったときは、その発言を禁止し又は退場を命ずることができる。
- 4 会長は、公述者の数が著しく多いときは、公述者が意見を述べる時間を制限することができる。

（会議場の拘束）

第20条 委員会は、公聴会においては、討論及び表決を行わない。

（質疑）

第21条 委員は、公述者の述べた意見に対して質疑することができる。

- 2 公述者は、委員に対して質疑することができない。

（代理人又は文書による公述者）

第22条 公述者は、委員会の同意を得た場合に限り、代理人をして意見を述べさせ又は文書をもって意見を提出することができる。

- 2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、公述者の委任状を提出しなければならない。

（公聴会の記録）

第23条 公聴会においては、その経過について次に掲げる事項を記録し、会長が署名又は記名押印する。

- 一 公聴会開催の目的
- 二 公聴会の日時及び場所
- 三 公述者の氏名、住所及び意見の要旨
- 四 委員の発言の要旨
- 五 公聴会の経過

第5章 雜 則

第31条 この規定に定めるもののほか、委員会、公聴会及び公開の聴聞に關し必要な事項は、委員会がその都度定める。

